

地方交付税法等の一部を改正する法律要綱

第一 地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部改正

一 地方交付税の総額の特例

- (一) 平成二十二年度分の地方交付税の総額については、地方交付税法第六条第二項の額に、平成二十二年度における法定加算額七千五百六十一億円、臨時財政対策のための特例加算額五兆三千八百八十億円及び交付税及び譲与税配付金特別会計における剰余金三千七百億円を加算した額から、同特別会計借入金利子支払額五千七百十二億円を控除した額に、地方団体が行う雇用情勢等を踏まえた当面の地域の活性化に資する施策の実施に必要な財源を確保するために一兆四千八百五十億円を加算した額とする。
- (二) 平成二十二年度に予定されていた交付税及び譲与税配付金特別会計借入金の償還を平成二十八年度以降に繰り延べることとする。
- (三) 平成二十三年度から平成三十七年度までの地方交付税の総額について、千七百六十一億円を加算すること。

(四) 平成二十年度における地方交付税の精算減額六千五百九十六億六千六百六十九万八千円について、平成

二十四年度から平成二十七年までの各年度分の地方交付税の総額から減額すること。

(五) 平成二十年度分の地方交付税の総額を確保するため総額の特例として加算した額のうち一兆二千四

百十億四千七百五十万円に相当する額について、平成二十四年度から平成三十八年度までの各年度に  
おける地方交付税の総額から八百二十七億三千六百五十万円をそれぞれ減額することとする。

## 二 基準財政需要額の算定方法の改正

(一) 雇用創出及び農林漁業の活性化等の地域資源の活用に資する事業の実施に必要な経費の財源を

措置するため、平成二十二年度における措置として「雇用対策・地域資源活用臨時特例費」を設ける  
こと。

(二) 少子・高齢社会に対応した地域福祉施策の充実、障害者の自立支援、高齢者の医療の確保、国民健

康保険の財政基盤の強化のための措置等に要する経費の財源を措置すること。

(三) 特別支援教育の充実、教育情報化対策、私学助成の充実等教育施策に要する経費、地方公共団体に  
おける情報化施策等の推進に要する経費の財源を措置すること。

- (四) 地方再生に要する経費、住民の生活に直結する公共施設の整備及び維持管理に要する経費、観光立国推進対策、治安維持特別対策、消防救急業務に要する経費の財源を措置すること。
- (五) 環境と調和した循環型社会の形成に向けて、自然環境の保全、廃棄物の発生抑制や再利用の促進等快適な環境づくりに要する経費の財源を措置すること。
- (六) その他制度の改正に伴って必要となる経費及び地方公共団体の行政水準の確保のために必要となる経費の財源を措置すること。
- (七) 臨時財政対策債への振替額に相当する額を控除した額を基準財政需要額とすること。
- 三 その他所要の改正
- 第二 地方財政法の一部改正
  - 一 公営競技を行う地方公共団体の地方公共団体金融機構に対する納付金の納付制度を五年間延長すること。
  - 二 平成二十二年度に限り、臨時財政対策債を発行することができることとする。
  - 三 平成二十二年度から平成二十四年度までの間に、地方公共団体から旧資金運用部資金又は旧簡易生命

保険資金又は旧公営企業金融公庫資金について繰上償還を行おうとする旨の申出があつた場合において、当該地方公共団体から行政の簡素化等を定めた計画が提出され、当該計画の内容が行財政改革に相当程度資するものであり、当該計画の円滑な実施のため地方債の金利に係る負担の軽減が必要であると政府が認めるときは、政府等は、当該繰上償還に係る補償金の免除等の措置を講ずるものとする。

### 第三 地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の一部改正

- 一 子ども手当の創設に伴い地方特例交付金を拡充すること。
- 二 その他所要の改正